

## 自動車損害賠償責任保険(強制保険) の請求に必要な基本書類一覧表

加害者請求		提出書類名	被害者請求	
死亡	傷害	仮渡金請求の際に提出した書類は、保険金あるいは損害賠償額請求のときには、再提出の必要はありません。	死亡	傷害
保険金			損害賠償額	
●	●	保険金(または損害賠償額)支払請求書★	●	●
●	●	交通事故証明書	●	●
●	●	事故発生状況報告書(事故現場の見取図)★	●	●
	●	診断書及び診療報酬明細書★		●
●		死体検案書または死亡診断書	●	
●		戸籍謄本	●	
●	●	請求者の印鑑証明	●	●
○	○	委任状(委任者の印鑑証明添付のこと) 請求権・受領権を委任する場合に必要です。	○	○
○	○	示談書★ 領収書		
○	○	看護費、交通費、雑費等の明細書・領収書等	○	○
○	○	休業損害に関する証明書★	○	○

- (1)●印は、必ず必要な書類です。  
○印の書類は、係の説明を聞いてそろえてください。  
★印の用紙は保険会社の窓口に備えてあります。
- (2)被害者が2名以上の場合は、請求書はそれぞれ別々に作成することになります。
- (3)保険請求の時効  
被害者の場合は、事故が起ってから3年以内、加害者の場合は被害者に賠償してから3年以内に保険会社に請求しないと時効になります。
- (4)この一覧表は、各事故に共通して必要な基本書類を示したもので、事故によっては、これ以外の書類が必要となる場合もあります。

県のホームページで交通事故相談Q&A等をご覧になれます。  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/soudan/jiko/index.html>



# 交通事故相談所の案内

相談は  
無料です

交通事故に遭った場合、損害賠償請求などさまざまな問題が生じます。また、これに伴い、心のケアが必要になることもあります。県では交通事故に遭いお困りの方のため、専任相談員及び心の相談員(本所)からなる交通事故相談所を下記のとおり設置しています。相談案件のよりの確で効率的な解決を図るために、早い時期に相談されることをおすすめいたします。ただし、調停中・裁判中の相談についてはお受けできません。また、裏面の市・町において、巡回相談を実施していますので、お気軽にご利用ください。相談は電話でもお受けします。なお、個人情報は交通事故相談の目的以外に使用しません。

相談所所在地	本所	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1(県庁本庁舎2階) 交通事故相談所 (043)223-2264
	東葛飾支所	〒271-8560 松戸市小根本7(東葛飾合同庁舎4階) 交通事故相談所 東葛飾支所 (047)368-8000
	安房支所	〒294-0045 館山市北条402-1(安房合同庁舎1階) 交通事故相談所 安房支所 (0470)22-7132
相談時間	午前9時～12時、午後1時～5時(土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く) [受付は午後4時30分まで] できるだけ予約をしてからの来所をお願いします。	
主な相談内容	損害賠償関係、示談の進め方、自賠責保険請求の仕方、心のケア(本所)など	
巡回相談	県内33市町(裏面参照) 午前10時～12時、午後1時～3時 土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。 ※相談日2日前(土・日、祝日除く。)までに予約をお願いします。 詳細は各市・町にお問い合わせ下さい。	



千葉県交通事故相談所



# 令和8年度(上期) 交通事故巡回相談日程表

管轄	月日 場所	お問い合わせ先	5月		6月		7月		8月		9月	
			日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜
本所	銚子市	0479(24)8734	11	月	8	月	13	月	10	月	14	月
	船橋市	047(436)2787	14	木	11	木	9	木	13	木	10	木
			28	木	25	木	23	木	27	木	24	木
	茂原市	0475(20)1505	22	金	26	金	24	金	28	金	25	金
	成田市	0476(20)1527	12	火	9	火	7	火	18	火	1	火
	佐倉市	043(484)6152	/		3	水	1	水	5	水	2	水
			20	水	17	水	15	水	19	水	16	水
	東金市	0475(50)1119	11	月	1	月	6	月	3	月	7	月
	旭市	0479(62)5396	18	月	15	月	21	火	17	月	24	木
	習志野市	047(453)9304	7	木	4	木	2	木	6	木	3	木
	勝浦市	0470(73)6640	26	火	/		28	火	/		29	火
	八千代市	047(421)6718	27	水	24	水	22	水	26	水	30	水
	四街道市	043(421)6107	27	水	24	水	22	水	26	水	16	水
	八街市	043(443)1420	/		19	金	/		21	金	/	
	印西市	0476(36)4233	22	金	19	金	17	金	21	金	18	金
	白井市	047(401)4081	27	水	24	水	29	水	26	水	30	水
	富里市	0476(93)1117	19	火	9	火	14	火	12	水	8	火
	匝瑳市	0479(73)0088	1	金	5	金	3	金	7	金	4	金
香取市	0478(50)1248	12	火	9	火	14	火	18	火	8	火	
山武市	0475(80)1271	28	木	/		30	木	/		24	木	

管轄	月日 場所	お問い合わせ先	5月		6月		7月		~8月		9月	
			日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜
本所	いすみ市	0470(62)2000	12	火	/		14	火	/		8	火
	大網白里市	0475(70)0342	14	木	11	木	9	木	13	木	10	木
	九十九里町	0475(70)3107	13	水	/		15	水	/		16	水
	大多喜町	0470(82)2111	/		/		/		19	水	/	
東葛飾支所	市川市 行徳支所	047(712)8529	26	火	23	火	28	火	25	火	29	火
			12	火	/		14	火	/		8	火
	野田市	04(7123)1068	8	金	12	金	10	金	14	金	11	金
			22	金	/		24	金	/		25	金
	柏市	04(7168)1605	26	火	3	水	1	水	5	水	2	水
	流山市	04(7158)1616	18	月	/		27	月	/		28	月
	我孫子市	04(7185)1369	11	月	8	月	13	月	10	月	14	月
	鎌ヶ谷市	047(445)1274	15	金	19	金	17	金	21	金	18	金
	浦安市	047(712)6500	28	木	25	木	23	木	27	木	24	木
	安房支所	木更津市	0438(23)7492	13	水	10	水	8	水	12	水	9
20				水	17	水	15	水	19	水	16	水
君津市		0439(56)1395	18	月	1	月	6	月	3	月	7	月
			/		15	月	/		17	月	/	
富津市		0439(80)1252	11	月	8	月	13	月	10	月	14	月
袖ヶ浦市	0438(62)3102	27	水	24	水	22	水	26	水	30	水	

※2日前(土、日、祝日を除く)までに予約が必要です。